

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を 申請される方へ（5号認定（ハ）円高の影響による売上高等の減少）

この認定を得ることによって、信用保証協会の別枠を申請することができます。認定の申請に際しましては、申請書を提出していただくとともに、各種資料の提出が必要となります。

【対象中小企業者】

- ① 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する中小企業者
 - 円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
- ② 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する中小企業者
 - 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ・主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の売上高等の減少が前年同月比で10%以上減少していること。
 - ・主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近1か月の後の2か月を含む3か月間の売上高等の見込みが前年同期比で10%以上減少していること。
- ③ 兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている中小企業者
 - 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ・指定業種の最近1か月の売上高等が前年同月比で減少等していること。
 - ・企業全体の最近1か月の前年同月の売上高等に対する、指定業種の減少額等の割合が10%以上であること。
 - ・企業全体の最近1か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少していること。
 - ・最近1か月の後の2か月を含む3か月間の指定業種の売上高等が前年同期比で減少等することが見込まれること。
 - ・最近1か月の後の2か月を含む3か月間の前年同期の企業全体の売上高等に対する、指定業種の減少額等の見込みの割合が10%以上であること。
 - ・最近1か月の後の2か月を含む3か月の企業全体の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。

【申請に必要な書類一式】

- 1 申請書・・・2枚（1枚は町への提出用、1枚は認定書として交付します。※全て記名・押印のこと）
 - 2 業種別売上計算書・・・1枚
 - 3 法人の場合は前期申告書、個人の場合は前年の確定申告書の写し
（法人の場合は別表一（一）、個人の場合は第一表のみ。納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができること）
 - 4 最近1か月の売上高が確認できる試算表等の写し
※「最近1か月」とは、最大で4か月前から起算して1か月目まで遡ることが可能です。
例えば、10月に申請される場合は、6月の売上高が確認できる書類が必要です。
 - 5 4で確認した最近1か月に連続するその後2か月の売上見込みが確認できる資料
 - 6 前年同期（「同期」とは4・5で確認した期間）の売上高が確認できる試算表等の写し
 - 7 許認可業種の場合、許可証の写し
 - 8 理由書
- ① 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する。
 - ② 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。
 - ③ 兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている。